また、本体事業の事業計画は、横浜市区間及び鎌倉市区間のいずれの区間も、平成7年4月21日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業のうち栄インターチェンジ・ジャンクション（仮称）から戸塚インターチェンジ（仮称）までの区間については、6車線の事業として都市計画決定されているところ2車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、公共施設への影響、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、横浜市域のみならず首都圏における広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。さらに、大規模災害時の緊急輸送路としての役割も期待される。

また、横浜市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県横浜市金沢区役所、同市栄区役所、同市戸塚区役所及び鎌倉市役所

第6　収用又は使用の手続が保留される起業地

神奈川県横浜市栄区桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢、字中谷及び字平台、笠間五丁目、笠間四丁目、小菅ケ谷二丁目、笠間町字扇子田、小菅ケ谷町字大坪、飯島町字滝ケ久保、字久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下及び字亀甲下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋、字亀ノ甲山、字宮ノ前、字山王下、字相ノ田、字相ノ田谷、字峯、字堀ノ内及び字堤地内

神奈川県横浜市戸塚区小雀町字丸山、字殿谷ツ、字殿ケ谷及び字堤ケ谷、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿一丁目、深谷町字ヲトリハ並びに汲沢町字吹上ケ地内

神奈川県鎌倉市岩瀬字上土橋、字下土橋及び字平島地内

○東北地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市蛇田字東道下二八番一から同市蛇田字東道下二二番一まで	前	二四・八メートル～二九・〇一メートル	〇・〇四七キロメートル
	後	二四・八メートル～三九・八メートル	〇・〇四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市蛇田字東道下二八番一から同市蛇田字東道下二二番一まで	前	二四・八メートル～二九・〇一メートル	〇・〇四七キロメートル
	後	二四・八メートル～三九・八メートル	〇・〇四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	石巻市蛇田字道上一七九番から同市蛇田字沼向前八九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月四日

○東北地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市蛇田字東道下二八番一から同市蛇田字東道下二二番一まで	前	二四・八メートル～二九・〇一メートル	〇・〇四七キロメートル
	後	二四・八メートル～三九・八メートル	〇・〇四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	石巻市蛇田字東道下二八番一から同市蛇田字東道下二二番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月四日